

第54回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2026年5月28日（木曜日）
午前10時（開場午前9時）



開催場所

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
新宿NSビル30階NSスカイ
カンファレンス ホールA・B
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

株主の皆様におかれましては、株主総会会場において、感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

決議事項

第1号議案

剰余金処分の件

第2号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

第3号議案

監査等委員である取締役2名選任の件

セントラル警備保障株式会社

証券コード：9740

証券コード 9740
2026年5月11日
(電子提供措置の開始日2026年5月7日)

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号新宿NSビル
セントラル警備保障 株式会社
代表取締役 市川 東 太 郎
執行役員社長

第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第54回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.we-are-csp.co.jp>

また、上記のほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しております。

ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、銘柄名に当社名、又はコード欄に当社証券コード
「9740」を入力し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択し、「縦覧書類」にある「株主総会招
集通知/株主総会資料」の最新版をご確認ください。

本株主総会につきましては、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますの
で、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、4ページから5ペ
ージのご案内に従って2026年5月27日(水曜日)午後5時までに議決権を行使いただきたく、お願
い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年5月28日(木曜日) 午前10時(開場午前9時)
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
新宿NSビル30階NSスカイカンファレンス ホールA・B
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第54期(2025年3月1日から2026年2月28日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第54期(2025年3月1日から2026年2月28日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金処分の件

第2号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

第3号議案

監査等委員である取締役2名選任の件

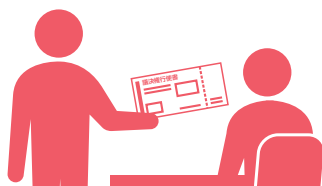
以 上

当日ご出席の際はお手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
本電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会へご出席



株主総会開催日時

2026年5月28日（木曜日）
午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

書面による議決権行使



行使期限

2026年5月27日（水曜日）
午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

インターネットによる議決権行使について ☎️ 0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会 ☎️ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

電磁的方法（インターネット）による議決権行使



行使期限

2026年5月27日（水曜日）
午後5時行使分まで

パソコン、スマートフォン又は携帯電話等から、
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。



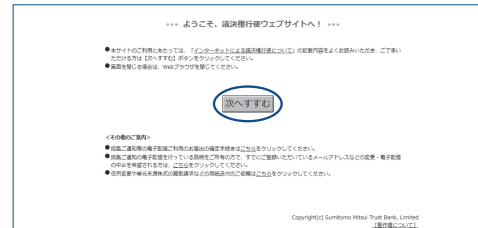
バーコード読取機能付のスマートフォン又は携帯電話等を利用して左の「QRコード※」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへアクセスすることも可能です。

※ QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

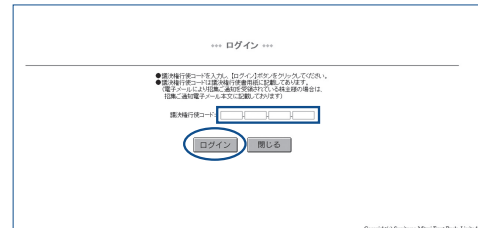
※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次へすすむ」をクリックしてください。

② ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。

以降は画面の案内に従って
ご入力ください。

株主総会ライブ配信のご案内

当日ご来場を見合わせていただいた株主さまにおかれましては、インターネットで株主総会の模様をライブ配信いたしますので、ご視聴ください。

なお、本ライブ配信はご視聴のみとなりますので、予めインターネットなどにより議決権を行使いただけますようお願い申し上げます。



1. 配信日時

2026年5月28日(木)午前10時から株主総会閉会まで

3. ご視聴に関する注意事項

- ① 会社法第314条に基づくご質問などはできませんので予めご了承ください。
- ② ご利用される機器やインターネットの通信環境により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますので、予めご了承ください。
- ③ ご視聴に伴う通信料金などは株主さまのご負担となります。
- ④ 音声及び映像データの公開を目的とした、音声・動画の録画はご遠慮ください。
- ⑤ ID及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- ⑥ ライブ中継の音声は日本語のみとなります。
- ⑦ 快適にご視聴いただくために、スマートフォン・タブレットなどでは、Wi-Fi環境での視聴を推奨いたします。
- ⑧ 万一、何らかの事情によりライブ配信を中止する場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

4. 株主総会へご出席される株主さまへのご案内

- ご来場の株主さまのプライバシーを配慮し、映像は議長席及び役員席付近のみとなります。
- 会場内における質疑応答の際は、個人を特定した撮影や名前の読み上げは行いません。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、剰余金処分につきましては、経営基盤のより一層の強化と今後の事業展開のために必要な内部留保を確保しながら、株主の皆様にご業績に応じた利益還元を図るため、配当性向を考慮しつつ、安定した配当を継続的に行うことを利益配分に関する基本方針としております。

この方針に基づき、当期末の配当は1株につき30円といたしました。これにより、当期の年間配当は60円になります。

1

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金30円 総額420,978,420円

2

剰余金の配当が効力を生じる日

2026年5月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席回数
1	再任 さわもと たかし 澤本尚志	取締役会長	13回／13回 (100%)
2	再任 いちかわ とうたろう 市川東太郎	代表取締役執行役員社長	13回／13回 (100%)
3	再任 くすのき ひろゆき 楠木啓之	取締役常務執行役員 営業本部長兼西日本統括担当	10回／10回 (100%)
4	再任 ますざき まさこ 増崎昌子	取締役常務執行役員 人事総務本部長兼広報部長	10回／10回 (100%)
5	新任 しもだ たかふみ 下田隆文	常務執行役員 警務本部 副本部長	—

【取締役候補者に対する監査等委員会の意見】

監査等委員でない取締役の選任及び報酬については、指名報酬委員会に監査等委員である社外取締役2名が出席して意見を述べ、また、監査等委員会として指名報酬委員会事務局（総務部）から事務局の説明内容及び審議状況の説明を受けて協議いたしました。その結果、監査等委員会としては、監査等委員でない取締役の選任等及び報酬等のいずれについても会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論に至りました。



■ 所有する当社の株式数
1,900株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月	日本国有鉄道入社	2015年 6月	J R東日本ビルテック株式会社 代表取締役社長
1987年 4月	東日本旅客鉄道株式会社入社	2017年 5月	当社非常勤取締役
2004年 4月	同社鉄道事業本部設備部担当部長	2017年 6月	J R東日本ビルテック株式会社 代表取締役社長 退任
2007年 7月	同社鉄道事業本部電気ネットワーク部長	2017年 6月	当社取締役執行役員副社長
2008年 6月	同社執行役員鉄道事業本部電気ネットワーク部長	2018年 5月	代表取締役執行役員社長
2012年 6月	同社常務取締役鉄道事業本部副本部長、総合企画本部技術企画部長	2024年 5月	取締役会長就任 現在に至る

当社における地位及び担当

取締役会長

重要な兼職の状況

関西シーエスピー株式会社取締役
一般社団法人全国警備業協会副会長
一般社団法人東京都警備業協会会長

取締役候補者とした理由

2018年から2024年までの6年間、当社代表取締役として経営の舵取りを担った経験を活かし、当社中期経営計画達成のために尽力して参りました。当社が持続的に成長するためには、それまでの業務経験と優れた技術マネジメント等の知見を活かすことが不可欠であると判断しました。これらにより、当社の企業価値向上に資する者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。



■ 所有する当社の株式数

1,900株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4月	東日本旅客鉄道株式会社入社	2018年 6月	同社常務執行役員
2003年 2月	同社高崎支社運輸部車務課長	2021年 6月	同社代表取締役副社長 社長補佐(全股)、鉄道事業本部長、安全統括管理者
2005年 7月	同社鉄道事業本部運輸車両部課長	2023年 5月	当社取締役
2008年 6月	同社八王子支社運輸部長	2023年 6月	取締役執行役員副社長
2014年 6月	同社鉄道事業本部運輸車両部担当部長	2024年 5月	代表取締役執行役員社長就任現在に至る
2015年 6月	同社事業創造本部 (株式会社ジェイアール東日本物流出向)		
2017年 6月	同社執行役員鉄道事業本部運輸車両部長		

当社における地位及び担当

代表取締役執行役員社長

取締役候補者とした理由

東日本旅客鉄道株式会社の副社長や鉄道事業本部長を歴任した経験と知見、豊富な業務執行経験を活かし、2024年5月に当社代表取締役就任後も経営トップとしてリーダーシップを発揮し、中期経営計画「想い2030～連携して実現する～」達成のために尽力しております。これらにより、当社の企業価値向上に資する者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

3

くすの
楠 木 啓 之

(1962年4月27日生)

再任



■ 所有する当社の株式数
300株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月	住友商事株式会社入社	2022年4月	住商リアルティ・マネジメント株式会社 常務取締役コーポレート本部長
1998年12月	米国住友商事株式会社 不動産部門 (アトランタ駐在)	2023年8月	同社兼務 SOSiLA物流リート投資法人 執行役員
2005年9月	同社不動産戦略推進事業部長付	2024年4月	同社 取締役常務執行役員 コーポレート本部長
2008年4月	同社大阪不動産建設部長 兼 都市開発事業部副部長	2024年9月	当社入社 営業本部付部長
2016年10月	同社国内営業推進・開発部長 (東京) 兼生活資材・不動産本 部長付	2025年5月	取締役常務執行役員、営業本部 長兼西日本統括担当就任、現在 に至る

当社における地位及び担当

取締役常務執行役員 営業本部長兼西日本統括担当

重要な兼職の状況

セーフティーセキュリティ株式会社取締役
株式会社CSPクリエイティブサービス取締役

取締役候補者とした理由

住商リアルティ・マネジメント株式会社をはじめとする、住友商事グループ会社各社で培われた豊富な経験を有しています。2024年の当社入社後も、当社の発展のために知見、識見を活かし尽力して参りました。これらにより、当社の企業価値向上に資する者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。



■ 所有する当社の株式数
1,800株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年 6月 当社入社
2013年 3月 管理本部人事部課長
2019年 3月 管理本部経営企画部広報宣伝・
IR室次長
2019年 5月 人事総務本部広報部長
2022年 5月 執行役員就任、人事総務本部
広報部長
2022年 9月 執行役員 人事総務本部 広報
部長 兼 管理本部サステイナ
ビリティ推進室長
2025年 5月 取締役常務執行役員、人事総務
本部長兼広報部長就任、現在に
至る

■ 当社における地位及び担当

取締役常務執行役員 人事総務本部長兼広報部長

■ 重要な兼職の状況

長野県パトロール株式会社取締役
長野県交通警備株式会社取締役

■ 取締役候補者とした理由

当社女性管理職の先駆者として、人事・広報部門を長く歴任し、豊富な知識と識見、業務執行経験を有しております。さらに女性活躍、サステイナビリティ推進の必要性をいち早く認識し、その浸透のためにリーダーシップを発揮して参りました。これらのことから、当社の企業価値向上に資する者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

5

しも
下

だ
田

たか
隆

ふみ
文

(1964年11月3日生)

新任



■ 所有する当社の株式数

200株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4月	警察庁採用	2023年 4月	皇宮警察本部長
2014年 3月	和歌山県警本部長	2024年 8月	警察庁退職
2015年 8月	警察庁公安課長	2024年12月	当社入社 顧問
2015年12月	警察庁警備企画課長	2025年 5月	常務執行役員、警務本部 副本部長就任、現在に至る
2017年 8月	警視庁警備部長		
2019年 1月	警察庁長官官房審議官 (警備局担当)		
2019年 4月	警察庁警備運用部長		
2020年 1月	警視庁警務部長		
2021年 9月	内閣官房内閣審議官 (内閣官房 副長官補付) 兼危機管理審議官 兼内閣サイバーセキュリティセ ンター副センター長		
2023年 3月	警察庁長官官房付		

■ 当社における地位及び担当

常務執行役員 警務本部 副本部長

■ 取締役候補者とした理由

警察庁入庁後に皇宮警察本部長をはじめとする要職を歴任し、豊富な経験と知見、識見を有しております。2024年の当社入社後も、当社の企業価値向上のために培われた知見、経験を活かし尽力して参りました。これらにより、当社の企業価値向上に資する者として適任であると判断し、新任取締役候補者といたしました。

- (注) 当社は、取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償や争訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。本議案をご承認いただいた場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新する予定です。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

現監査等委員田端智明氏及び後藤啓二氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任しますので、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

なお、新たに選任された監査等委員の任期は、当社定款第21条の定めにより退任した監査等委員の任期満了の時までとなります。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席回数
1	新任 立花博美 たちばなひろみ	常務執行役員 関西事業部長	—
2	新任 樋口稔洋 ひぐちとしひろ	—	—

候補者
番号

1

たち ばな ひろ み
立 花 博 美

(1965年11月7日生)

新 任



■ 所有する当社の株式数

1,000株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月	当社入社	2024年 5月	常務執行役員 人事総務本部長 兼法務審査部長
2002年 3月	札幌支社長	2025年 5月	常務執行役員 関西事業部長就 任、現在に至る
2005年 11月	大宮支社長		
2006年 8月	埼玉支社長		
2008年 5月	仙台支社長		
2012年 3月	営業本部 営業第三部長		
2017年 3月	営業本部 営業統括部長		
2018年 5月	執行役員就任、営業本部 営業 統括部長		
2020年 6月	ワールド警備保障株式会社（現 CSP東北株式会社）出向 代表 取締役社長		
2023年 5月	当社執行役員 人事総務本部長 兼総務部長兼法務審査部長		

■ 当社における地位及び担当

常務執行役員 関西事業部長

■ 重要な兼職の状況

関西シーエスピー株式会社取締役

■ 取締役候補者とした理由

当社入社後、複数部門の部長や所属長、さらにはグループ会社役員を長く歴任し、豊富な識見と知見を有しております。さらに、営業から管理、警備現場まで幅広く当社業務全般に精通するとともに、豊富な業務執行経験も有しております。これらにより、客観的かつ公正な立場で業務執行を監査できると判断し、監査等委員である取締役候補者としていたしました。



■ 所有する当社の株式数
0株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月	東急建設株式会社入社	2022年 4月	同社 常務執行役員 建築事業本部 副本部長兼営業推進統括部長
2002年 12月	同社 首都圏本部 マンション事業部 営業統括部 営業第一部長	2023年 4月	同社 建築事業本部 副本部長
2007年 4月	同社 首都圏本部 民間営業部 営業第二部長	2025年 4月	同社 建築事業本部 理事
2008年 4月	同社 営業総本部 第一建築営業本部 営業第二部長	2026年 4月	同社 首都圏建築支店 顧問就任、現在に至る
2010年 4月	同社 営業総本部 第一建築営業本部 営業第三部長		
2013年 4月	同社 営業本部 法人第二営業統括部長		
2015年 4月	同社 執行役員		
2016年 4月	同社 営業本部副本部長兼法人第二営業統括部長		
2017年 4月	同社 営業本部副本部長		
2018年 4月	同社 首都圏建築支店支店長		

当社における地位及び担当

重要な兼職の状況

株式会社TBパートナーズ 代表取締役

取締役候補者とした理由

長年に亘り東急建設株式会社の営業責任者として会社を牽引し、さらには同社常務執行役員として経営にも携わるなど、豊富な経験と知見を有しております。これらにより、取締役会においては当社経営陣とは独立した立場から多くの意見を頂戴し、かつ客観的かつ公正な立場で職務執行を監査できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

(注)

1. 当社は、立花博美氏及び樋口稔洋氏との間で責任限定契約を締結する予定です。
その契約の内容の概要は次のとおりであります。
 - ① 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ② 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 樋口稔洋氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役としての独立性について
 - (1) 樋口稔洋氏は、当社の親会社等ではなく、過去10年間に当社の親会社等であったこともありません。
 - (2) 樋口稔洋氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
 - (3) 樋口稔洋氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 - (4) 樋口稔洋氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 - (5) 樋口稔洋氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
5. 役員等賠償責任保険契約について
当社は2007年6月以降、全ての取締役、監査役及び、執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案をご承認いただいた場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含めることとなります。
また本契約の締結にあたっては、本年5月28日の取締役会において決議を予定しております。
その契約の概要は次のとおりです。
 - ① 役員等が職務の執行に起因して損害賠償請求された場合、支払限度額の範囲内において、損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されます。
 - ② 保険料は全額当社が負担します。
 - ③ 当該保険契約は任期途中に更新する予定です。

以 上

ご参考：当社取締役のスキルマトリックス

当社が取締役に期待する役割や専門性を示しております。なお、当社取締役が有する全てのスキルを表示するものではありません。

	業務執行	監督	監査/ 内部統制	経営戦略 /企業戦略	人事/法務 /リスク管理	警備事業	研究/開発	技術/IT /DX	営業 /顧客戦略	財務/会計 /M&A	品質向上 /CS	ブランディング /マーケティング	ESG/IR	国際
澤本 尚志	●	●	●	○	○	○	○	○		○			○	
市川 東太郎	●	●	●	○	○		○	○	○	○	○	○		
楠木 密之	●			○	○				○					○
増崎 昌子	●				○						○	○	○	
下田 隆文	●				○	○		○			○			
立花 博美		●	●	○	○	○			○		○			
檜山 竹生		●	●				○	○	○					○
唐津 真美		●	●		○					○				○
樋口 稔洋		●	●	○					○	○		○		

凡例：担当● スキル○

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当期の経営成績の概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善などを背景として緩やかな回復基調で推移しました。一方で、中東地域等の地政学リスクの高まり、米国の通商政策の動向、為替相場の円安基調の継続等により、エネルギー価格や原材料価格の高騰による物価上昇が続き、家計への圧迫や個人消費が伸び悩むなど、先行き不透明感が依然として残る状況が続いております。

警備業界におきましては、内需の緩やかな回復とともに、警備需要は高い状況であるものの長期的な労働力不足により、人材確保が厳しい状況が続いております。また、他業界との採用競争の激化、処遇改善に伴う人件費の増加、警備業務の効率化や省人化を目的としたICT等への投資など、事業運営におけるコスト管理や生産性向上への対応が一層求められる状況であり、引き続き厳しい事業環境下に置かれております。

このような状況の中、当社グループは新たに策定した中期経営計画「想い2030～連携して実現する～」の初年度として、目標達成に向けて持続的な成長と更なる企業価値の向上に努め、ブランドコンセプトである「Creative Security Partner」として、安全・安心・快適な社会基盤の提供を目指し、事業を展開してまいりました。

当社は前期に引き続き、従業員が働きがいを感じられる待遇を実現すべく、2025年4月1日付で物価高騰に配慮した給与水準の引上げ（ベースアップ）や各種手当の見直しを実施いたしました。今後も現場で業務に取り組んでいる従業員を中心に待遇の見直しを図り、モチベーションの維持向上及び離職防止に努めてまいります。

2025年4月に山梨県甲府市を営業拠点とする警備会社である日本連合警備株式会社の株式を取得しました。同社は機械警備を中心として総合警備事業を展開しており、当社グループの同エリア拡充に寄与すると考えております。また、同月に茨城県の県南県西地区を中心に防災事業を展開している総和防災株式会社の株式を取得しました（当社グループ会社である新安全警備保障株式会社を通じての間接保有、非連結子会社）。

2025年11月にはクラウド録画サービス大手のセーフィー株式会社が設立した、警備・防犯領域に特化した新会社セーフィーセキュリティ株式会社へ資本参加すると共に業務提携をしております（現、持分法適用関連会社）。これにより、AIを活用した次世代の機械警備による「必要な時に、速やかに寄り添い、適切に対応」するサービスの実現を目指します。

環境、社会、ガバナンス（ESG）の対応に優れた日本企業を選定する「FTSE JPX Blossom Japan Sector Relative Index」の構成銘柄に、昨年から続き2025年も選定されました。当社は、創業の理念「仕事を通じ社会に寄与する」「会社に関係するすべての人々の幸福を追求する」を基盤として事業を展開しており、本理念の「すべての人々」の中に「未来の人々」も含まれていると捉え、サステナビリティ経営を推進しております。引き続き、現在そして未来の人々の暮らしがともに幸福であるように、取り組みを深めてまいります。

新事業分野への展開では、本格的にドローン事業を展開するため専門部署を新設し、2025年5月から当社独自ブランド「Dシリーズ」を発表しました。ハイクラスの情報セキュリティ対策が施された高性能ドローン、有線給電システムや照明特化型ドローン、ポータブル性に優れたドローン対策システム（カウンタードローン）等を取り揃えており、設備点検、大規模イベント、災害現場支援、関係官庁向けなど各種活用シーンを想定したラインナップとなっております。

厳しい事業環境に置かれておりますが、高品質な警備サービスを安定的に提供できるよう、新しい技術を積極的に取り込み基盤事業の変革を加速させ、安定した収益の確保に繋げてまいります。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高は78,745百万円（前連結会計年度比10.3%増）、利益面につきましては、営業利益は4,499百万円（同3.9%増）、経常利益は4,701百万円（同3.0%増）、政策保有株式の見直しによる売却益1,103百万円を特別利益に計上し、訴訟和解による損失542百万円及び昨年実施したM&Aののれんの減損損失819百万円を特別損失に計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は2,503百万円（同22.5%減）となりました。

（セキュリティ事業）

常駐警備部門につきましては、2025年3月27日にまちびらきした大型施設「TAKANAWA GATEWAY CITY（東日本旅客鉄道株式会社）」などの新規警備の開始、大阪・関西万博の臨時警備及び前期実施したM&Aが寄与し、売上高は39,941百万円（前連結会計年度比11.7%増）となりました。

機械警備部門につきましては、TAKANAWA GATEWAY CITYにおいて新サービス「セキュリティプラットフォーム“梯”（かけはし）」を開始したこと、また、昨年実施したM&A及び画像関連サービスが堅調だったこともあり、売上高は22,575百万円（同3.2%増）となりました。

運輸警備部門につきましては、集配金・精査サービスなどの販売に注力した結果、売上高は3,536百万円（同5.2%増）となりました。

工事・機器販売部門につきましては、防犯カメラを中心とした画像関連システム及び鉄道系ICカードが利用できる入退室管理システム「centrics (セントリックス)」などがTAKANAWA GATEWAY CITYを含め好調に推移したこともあり、売上高は10,727百万円(同25.0%増)となりました。

これらの結果、当連結会計年度のセキュリティ事業セグメントの売上高は76,781百万円(同10.4%増)、セグメント利益(営業利益)は4,166百万円(同5.2%増)となりました。(ビル管理・不動産事業)

ビル管理・不動産事業につきましては、清掃業務や電気設備の保安業務等の建物総合管理サービス及び不動産賃貸を中心に事業を行っております。当連結会計年度のビル管理・不動産事業セグメントの売上高は1,964百万円(前連結会計年度比6.7%増)、セグメント利益(営業利益)は325百万円(同12.1%減)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は5,471百万円で、その主なものは次のとおりであります。なお、これらの設備投資には、自己資金及び長期借入金を充当いたしました。

区 分	設 備 内 容	金 額 (千円)
セキュリティ事業	機械警備関係警報装置	1,402,419
	ソフトウェア等	1,454,351
ビル管理・不動産事業	賃貸用不動産等	2,082,398

(3) 今後の見通し

今後のわが国の経済は、雇用環境の改善が進み引き続き回復基調が継続することが予想されますが、一方で、インフレの長期化への懸念や、海外の地政学リスクの高まり、米国の関税施策、不安定な為替相場による影響が懸念されるなど、先行きは不透明な状況が続くものと予想されます。

こうした情勢のもと当社グループの見通しは、生活に重く押し掛かる物価上昇に配慮しつつ、持続的な成長を実現するために必要とされる人材を確保することを目的とした処遇改善を昨年に引き続き実施いたします。これに伴う人件費の増加により、非常に厳しい業績が予想されますが、中期経営計画「想い2030～連携して実現する～」の2年目を迎え、構想を実行し、形にする重要な年となります。引き続き基盤となる常駐警備及び機械警備の変革を進め、次世代警備サービスの提供を実現するとともに、持続的な成長と更なる企業価値の向上に努めてまいります。

2027年2月期の当社グループの連結業績は、売上高78,000百万円（当期比0.9%減）、営業利益3,500百万円（当期比22.2%減）、経常利益3,600百万円（当期比23.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益2,300百万円（当期比8.1%減）を予想しております。2026年3月28日にグランドオープンした「TAKANAWA GATEWAY CITY / OIMACHI TRACKS」において、当社が提供するセキュリティプラットフォーム「梯（かけはし）」が導入されています。同サービスは「この街には、CSPがいる。」をコンセプトに、これまで培った技術とノウハウを結集し、警備員、画像サービス、入退室管理システム、警備ロボットなどの様々なセキュリティインフラを融合させ、街全体を守る高度な警備サービスの実現により、この街に関係するすべての皆さまに安全・安心を提供しています。今後は同サービス提供先の拡大を目指してまいります。

昨年、資本・業務提携したセーフィーセキュリティ社との協業により、従来の機械警備では、信号を入信し現地へ出動して確認していた業務から、人感センサーやAIカメラなど現地での検知をクラウドカメラにより遠隔で状況を確認できることで、出動前から即時声掛けしつつ、速やかに駆け付けができる質の高い警備を、コスト競争力のある価格で提供できるようになり、また、お客さまへの即時通告により、お客さま自身によるモニタリング、当社との連携も実現できる次世代の警備サービスを構築しました。さらに、労働人口が減少するなか、AIカメラ技術の活用領域は、画像監視技術の高度化により人による画像監視の負担を大幅に軽減することが期待できます。当社の画像監視インフラ・ノウハウとセーフィー社のAIカメラを融合することで、警備以外の分野においても、お客さまの様々な課題解決を実現します。

当社は、中期経営計画「想い2030～連携して実現する～」の策定にあたり、社会環境の変化及びステークホルダーからの期待を踏まえ、サステナビリティに関するマテリアリティの見直しを実施しました。事業戦略と社会・環境課題への対応を一体的に推進する観点から、当社の事業活動におけるリスク及び機会を整理し、中長期的な価値創造に資する重要課題として再定義しております。本見直しでは、セキュリティ事業を中核とする当社の競争優位性である「人」と「技術」を経営資源として位置づけ、安全・安心・快適な社会インフラの提供を通じた社会的価値の創出と、事業成長との両立を図る方針としました。また、人的資本の強化、コーポレート・ガバナンスの実効性向上、地域社会との関係構築、環境負荷低減への対応など、事業運営を支える基盤的な取り組みについても、持続的な企業価値向上に重要なマテリアリティとして位置づけております。当社グループは、これらのマテリアリティを経営及び事業活動に適切に反映し、社会課題への対応と中長期的な成長の両立を継続的に図ってまいります。

中期経営計画「想い2030～連携して実現する～」により、様々なソリューションの提供を通じて、基盤事業の変革と拡大を推進し、人と技術の最適な融合によって、一人ひとりの力の増大を図り会社全体の力の増大に繋げていきます。引き続き、ブランドコンセプトである「Creative Security Partner」として、安全・安心・快適な社会基盤の提供を目指します。

(4) 財産及び損益の状況

区 分	第51期 (2023年2月期)	第52期 (2024年2月期)	第53期 (2025年2月期)	第54期 (当連結会計年度) (2026年2月期)
売上高 (千円)	64,824,198	68,010,836	71,417,635	78,745,171
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	2,586,074	5,381,281	3,230,394	2,503,576
1株当たり当期純利益 (円)	177.25	368.77	222.04	174.93
総資産 (千円)	61,618,906	64,443,475	63,522,393	71,736,644
純資産 (千円)	37,356,734	39,773,985	42,031,572	44,189,255
1株当たり純資産額 (円)	2,397.25	2,554.61	2,719.24	2,951.62

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 (千円)	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
C S Pビルアンドサービス株式会社	50,000	100.0	建物総合管理及び不動産賃貸
関西シーエスピー株式会社	15,000	100.0	警備請負及び建物総合管理
エスシーエスピー株式会社	40,000	100.0	警備請負
新安全警備保障株式会社	100,000	83.5	警備請負
長野県パトロール株式会社	10,000	51.0	警備請負及び建物総合管理
長野県交通警備株式会社	10,000	(注) 1	警備請負
株式会社特別警備保障	96,000	83.0	警備請負
株式会社CSPクリエイティブサービス	89,500	100.0	コインパーキングの各種サポート業務
シーティディーネットワークス株式会社	20,000	51.0	通信電気工事
株式会社グラスフィアジャパン	10,000	(注) 2	カメラ輸入販売
C S P東北株式会社	20,000	74.6	警備請負
東亜警備保障株式会社	10,000	74.7	警備請負
日本連合警備株式会社	50,000	100.0	警備請負

- (注) 1 長野県交通警備株式会社は長野県パトロール株式会社の完全子会社であり、同社の株式は長野県パトロール株式会社を通じての間接所有となっております。
- 2 株式会社グラスフィアジャパンはシーティディーネットワークス株式会社の完全子会社であり、同社の株式は、シーティディーネットワークス株式会社を通じての間接所有となっております。
- 3 上記の他、持分法適用関連会社1社（セーフティーセキュリティ株式会社 資本金115,250千円 当社の議決権比率33.3%）となっております。
- 4 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 主要な事業内容（2026年2月28日現在）

事業区分	主 な 業 務 内 容
セキュリティ事業	常駐警備業務、機械警備業務、運輸警備業務の各警備サービス並びに防犯、防災機器及び設備の工事・機器販売
ビル管理・不動産事業	清掃、電気設備保安業務等の建物総合管理サービス、不動産賃貸及び保険代理店業務

(7) 主要な営業所 (2026年2月28日現在)

名	称	住	所
当社		本 社：東京都新宿区 事業部：指令統括事業部、中央事業部、東京事業部、東京システム事業部、東京警送事業部、関西事業部、沖縄事業部 (計7事業部) 支 社：多摩、横浜、埼玉、千葉、名古屋、三島、札幌、仙台 京都、広島、福岡 (計11支社)	
CSPビルアンドサービス株式会社		本 社：東京都千代田区	
関西シーエスピー株式会社		本 社：大阪府大阪市淀川区	
エスシーエスピー株式会社		本 社：東京都新宿区	
新安全警備保障株式会社		本 社：茨城県水戸市	
長野県パトロール株式会社		本 社：長野県小諸市	
長野県交通警備株式会社		本 社：同上	
株式会社特別警備保障		本 社：神奈川県平塚市	
株式会社CSPクリエイティブサービス		本 社：東京都渋谷区	
シーティディーネットワークス株式会社		本 社：東京都中央区	
株式会社グラスフィアジャパン		本 社：同上	
CSP東北株式会社		本 社：宮城県仙台市青葉区	
東亜警備保障株式会社		本 社：栃木県宇都宮市	
日本連合警備株式会社		本 社：山梨県甲府市	

2. 会社の株式に関する事項

(2026年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 14,816,692株 (自己株式784,078株を含む)
 (3) 株主数 4,965名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
東日本旅客鉄道株式会社	3,704	26.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,179	8.40
光通信K K投資事業有限責任組合 無限責任組合員光通信株式会社	629	4.48
セントラル警備保障社員持株会	569	4.06
セントラルセキュリティリーグ持株会	510	3.63
BNYMSANV RE BNYMIL RE WS ZENNOR JAPAN EQUITY INCOME FUND	452	3.22
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	445	3.17
竹花 長雅	230	1.64
徳田 伸子	223	1.59
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025	221	1.58

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式784,078株を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務遂行の対価として役員に交付した株式の状況

区分：取締役(監査等委員である取締役を除く) 株式数：3,400株 交付対象者数：2名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「3(5)取締役(監査等委員を含む)の報酬等に記載のとおりであります。
 2. 上記は、退任した当社取締役に対して交付された株式数を記載しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況(2026年2月28日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	澤 本 尚 志	関西シーエスピー株式会社取締役 一般社団法人全国警備業協会副会長 一般社団法人東京都警備業協会会長
代表取締役執行役員社長	市 川 東太郎	
取締役専務執行役員	堀 場 敬 史	警務本部長兼沖縄統括担当 株式会社特別警備保障取締役 東亜警備保障株式会社取締役
取締役常務執行役員	楠 木 啓 之	営業本部長兼西日本統括担当 セーフィーセキュリティ株式会社取締役 株式会社C S Pクリエイティブサービス取締役
取締役常務執行役員	増 崎 昌 子	人事総務本部長兼広報部長 長野県パトロール株式会社取締役 長野県交通警備株式会社取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	田 端 智 明	
社 外 取 締 役 (監査等委員)	後 藤 啓 二	後藤コンプライアンス法律事務所弁護士 株式会社西武ホールディングス社外取締役 フクダ電子株式会社社外監査役
社 外 取 締 役 (監査等委員)	檜 山 竹 生	株式会社エイビット代表取締役社長
社 外 取 締 役 (監査等委員)	唐 津 真 美	高樹町法律事務所弁護士 ULSグループ株式会社社外取締役(監査等委員)

- (注) 1 取締役後藤啓二氏、取締役檜山竹生氏及び取締役唐津真美氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、取締役後藤啓二氏につきましては、2012年5月24日付で東京証券取引所に対し、独立役員として届けております。取締役檜山竹生氏につきましては、2016年6月6日付で東京証券取引所に対し、独立役員として届けております。取締役唐津真美氏につきましては、2021年5月27日付で東京証券取引所に対し、独立役員として届けております。
- 2 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役(監査等委員を除く。)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、田端智明氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役監査等委員田端智明氏、取締役監査等委員後藤啓二氏、取締役監査等委員檜山竹生氏及び取締役監査等委員唐津真美氏との間で責任限定契約を締結しております。

当契約は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。また、当該契約に基づく損害賠償額の限度額は法令に定められた額としており、かつ当該責任限定が認められるのは、当該取締役監査等委員が責任の原因となる職務の遂行について、善意かつ重大な過失がない場合に限定されております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

①被保険者の範囲

当社の全取締役及び全執行役員を対象として締結しております。

②保険契約の概要

被保険者が当社役員等として職務の遂行(不作為を含む)に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。

ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員等自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担いたします。

なお、当該保険契約は、任期中中で更新を予定しております。

(4) 取締役の報酬総額

区 分	報酬等の額		報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の数 (名)
	(千円)	基本報酬	賞与	株式交付信託		
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	170,764 —	120,000 —	44,430 —	6,333 —	7 —	
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	32,550 (13,950)	32,550 (13,950)	— —	— —	4 (3)	
合 計	203,314	152,550	44,430	6,333	11	

- (注) 1 取締役の報酬限度額は、2023年5月25日開催の第51回定時株主総会において年額310,000千円以内(うち株式交付信託は50,000千円以内)と決議いただいております。当該決定に係る取締役の員数は6名となります。また、当該決定に係る株式交付信託の対象取締役の員数は6名です。
- 2 監査等委員の報酬限度額は、2023年5月25日開催の第51回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該決定に係る監査等委員の員数は4名となります。
- 3 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与44,430千円(取締役44,430千円)を含めております。
- 4 報酬等の額には、2019年7月30日より導入した取締役向け株式交付信託の当事業年度の費用計上額6,333千円が含まれております。

(5) 取締役（監査等委員を含む）の報酬等

当社は、2020年5月28日開催の取締役会において、以下のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。事業年度毎の取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容は当該決定方針と整合し、当該決定方針に沿うものとなっております。

取締役（監査等委員を除く）の報酬については、指名報酬委員会において、役位毎に定めた固定報酬及び、前年度からの連結営業利益の増減率をKPIとする賞与（業績連動報酬）について、具体的な金額を算定し取締役会に答申した上で、取締役会において決定しております。

指名報酬委員会で具体的な報酬金額を算定する理由は、過半数の委員が社外取締役である場において討議することによって、取締役の指名及び報酬に関する手続きの公正性、透明性及び客観性を高め、ガバナンスの向上に資すると考えられるためです。

指名報酬委員会は、当社の業績や従業員給与とのバランスのほか、外部調査機関による役員報酬に関する調査結果の中から、同規模他社の水準も参考に、総合的な見地から報酬水準についての検討を実施しております。

取締役（監査等委員を除く）の非金銭報酬については、株価の変動を株主と共有することで、当社の中長期的な企業価値にもコミットさせることを目的として、株式交付信託制度を採用しております。当社にて金銭を拠出して信託を設定し、同信託が取得した当社株式を、毎年、同信託を通じて役位ごとにポイントとして付与し、取締役の退任時に累計したポイント数に相当する当社株式を交付致します。

なお、2025年3月25日開催の指名報酬委員会において、指名報酬委員会規則にマルス条項（取締役の重大な過失や不正行為が発生した場合、当該取締役の報酬を減額又は不支給とする条項）の追加が決議され、即日施行されております。

また、営業利益の増減率を取締役（監査等委員を除く）の賞与支給額算定の根拠とする理由は、経営成績を反映する最も理解しやすい指標であると考えられることや、外部調査機関の調査結果において、多くの上場企業が取締役（監査等委員を除く）の賞与支給におけるKPIとして採用していることが挙げられます。

ただし、第54期分の取締役（監査等委員を除く）の賞与については、2026年3月25日開催の指名報酬委員会において、第54期の連結営業利益の見込数値を確認した結果、社員の賞与支給を優先し、取締役（監査等委員を除く）賞与の増額は行わず、前期支給額と同額とすることを決定いたしました。

監査等委員である取締役の報酬は、各監査等委員の役位及び担当に基づき、監査等委員会において各監査等委員間の協議により決定し、代表取締役に通知しております。

ただし、監査等委員会に於ける報酬協議の際に、指名報酬委員会より外部機関の調査結果を参照した報酬金額の提示を受けて、参考とする場合もあります。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役 (監査等委員)	後藤 啓二	後藤コンプライアンス法律事務所 弁護士 株式会社西武ホールディングス社外取締役 フクダ電子株式会社社外監査役	いずれの兼職先も当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	檜山 竹生	株式会社エイビット代表取締役社長	株式会社エイビットと当社の間には通信費の支払が発生しますが、連結売上高に占める割合は0.01%以下であり、独立性を妨げる恐れはありません。
社外取締役 (監査等委員)	唐津 真美	高樹町法律事務所弁護士 ULSグループ株式会社社外取締役 (監査等委員)	いずれの兼職先も当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役 (監査等委員)	後藤 啓二	当事業年度に開催された取締役会は13回中11回、また監査等委員会は13回中11回に出席し、弁護士としての専門的見地から、議案・審議につき、必要な発言を適宜行っております。
社外取締役 (監査等委員)	檜山 竹生	当事業年度に開催された取締役会は13回中13回、また監査等委員会は13回中13回に出席し、長年にわたり培った企業経営に関する知識・見地から、議案・審議につき、必要な発言を適宜行っております。また、指名報酬委員会の議長に就任し、当事業年度に開催された同委員会1回中1回に出席しております。
社外取締役 (監査等委員)	唐津 真美	当事業年度に開催された取締役会13回中13回に出席し、また、監査等委員会13回中13回に出席し、弁護士としての専門的な見地から、議案・審議につき、必要な発言を適宜行っております。また、指名報酬委員会の委員を務め、当事業年度に開催された同委員会1回中1回に出席しております。

(注) 社外役員が取締役会及び監査等委員会を欠席する場合においても、全ての配付資料は事前もしくは事後に当該役員に遺漏なく配付され、必要に応じて議案等に対する意見を伝えることができます。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	57,000
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	69,200

- (注) 1 監査等委員会は、これまでの会計監査人の職務遂行状況に照らし、また会計監査人から今期の監査計画の説明を受け、提出された報酬見積もりの算出根拠が適切であるかどうかを検証した結果、会計監査人の報酬等の額は相当であると判断いたしました。
- 2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、コーポレートガバナンス・コードへの対応の助言等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

5. 会社の体制及び方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、法令の遵守をはじめとした企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する社会、経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と経営の健全性の向上を図ることによって株主価値を高めることを経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけています。

その実現のために、株主の皆様やお得意様をはじめ、取引先、地域社会、社員等のステークホルダーとの良好な関係を築き、現在の株主総会、取締役会、監査等委員会、会計監査人など法律上の機能、制度を一層強化・改善・整備しながら、コーポレートガバナンスを充実させていきたいと考えております。また、株主及び投資家の皆様へは、迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、幅広い情報公開により、経営の透明性を高めております。

その詳細につきましては、下記のとおりです。

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令及び定款に照らし、取締役会規則に基づいて取締役の職務の執行を監督する。
- ② 監査等委員会は、法令及び定款に照らし、監査等委員会規則、監査等委員会監査等基準及び内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準に基づいて取締役の職務の執行を監査する。
- ③ 監査等委員会は、各監査等委員による監査結果を共有する。
- ④ 当社は内部通報制度に基づき、取締役のコンプライアンス上の問題を発見した者には、その旨を監査等委員会に通報させる。

(2) 当社の社員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 社員等は就業規則を守り、組織規則に基づいて職務を分担し、権限規則に基づいて職務を執行し、稟議規則に基づいて必要な手続きを採る。
- ② 取締役会は、社内の職務の執行手続きが法令及び定款に適合するよう、その他の規則を整備し、取締役は社員等が社内規則を遵守して職務を執行するよう、社員等を指導する。
- ③ 監査部長は、内部監査規則に基づいて、社員等の職務の執行が法令、定款及びその他の規則に適合しているかを監査し、その結果を代表取締役及び監査等委員会へ報告する。
- ④ 当社は、「内部通報規則」に基づき、社員等のコンプライアンス上の問題を発見した者には、その旨を業務監査室長又は外部通報窓口（独立した弁護士）に通報させる。

(3) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、法令に定める取締役と、専ら業務の執行に携わる執行役員を分け、取締役の職務の執行を効率的に行う体制を確保する。なお取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、執行役員を兼務することができる。
- ② 代表取締役は、原則として毎月一回、取締役会を開催するほか、必要に応じて随時、臨時取締役会を開催し、法令、定款及び取締役会規則に基づいて経営にかかわる重要な事項を審議、決定する。
- ③ 代表取締役は、原則として毎月二回、常勤の取締役（監査等委員である取締役を除く。）（以下「役員」という）を構成員とする経営会議を開催し、取締役会に上程する重要な事項等について、予め十分に審議を行う。
- ④ 取締役会の全出席者は、取締役会の資料を総務部から事前に受領する。また、特に重要な議案については、監査等委員会等において、予め起案部等が社外取締役に対し説明を実施する。
- ⑤ 代表取締役は、必要に応じて取締役及び執行役員を含む会議を開催し、取締役と執行役員の連携を確保する。
- ⑥ 取締役会の諮問機関として、過半数が独立社外取締役で構成される指名報酬委員会を設置し、取締役の指名及び報酬について審議した内容を答申するとともに、監査等委員会による意見陳述権の行使により、取締役の指名及び報酬に関する手続きの公正性、透明性及び客観性を確保する。

(4) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社における情報の保存及び管理については、文書規則によるほか、当社が採用する情報セキュリティマネジメントシステムで定める諸手続きによる。
- ② 総務部は、株主総会及び取締役会の議事録及び資料を作成、保存し、管理する。
- ③ 当社は、その他、取締役が出席する各種の定例会議について事務局を担当する部課を定め、事務局担当部署は、その議事録及び資料を作成、保存し、管理する。

(5) 当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 当社は、事業の継続を妨げる危険を広範囲に予測し、それぞれの危機を対象とした管理規則等を定めて損失の発生を回避し、又は損失を軽減する。
- ② 実際に危険が発生し、又は発生が予見されるときには、各管理規則等に基づいて対策本部を設置するとともに、必要に応じ社外の専門家（弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等）を活用して、損失の拡大を防止する。

(6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告体制
 - ア 当社は、経営企画部を子会社管理の担当部署とし、「関係会社管理規則」に従い子会社の事業が適正に行われているか定期的に報告を求め子会社の経営内容を把握する。
 - イ 子会社の経営上の重要な案件については、当社への合議・承認が必要となる事項として定め、事前に関係書類の提出を求めるなど、協議の上、意思決定を行う。
 - ウ 当社は、子会社から業務執行状況及び決算などの財務状況に関する定期的な報告を受け、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われているか確認する。
- ② 子会社の損失の危険（以下「リスク」という）の管理に関する規則その他の体制
 - ア 経営企画部は、子会社のリスクをはじめ当社グループ全体のリスクの把握・管理を行う。
 - イ グループ各社は、重大なリスクが発生した場合には、直ちに当社の総務部長及び経営企画部に報告し、当社は事案に応じた支援を行う。また、グループ各社は、各社ごとにリスク管理体制を整備する。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア 経営企画部は、子会社の指導・育成の基本方針を立案し、事業及び経営の両面から子会社を指導・育成する。
 - イ 経営企画部は、子会社に対し、貸借対照表・損益計算書などの経営内容、予算実績対比等に係る書面の提出及び報告を定期的に求め、子会社の経営内容を的確に把握し、定期的に当社取締役会に報告する。
- ④ 子会社の取締役等及び社員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア 当社の取締役及び社員等を必要に応じて子会社に出向させるとともに、「関係会社管理規則」に基づき、子会社の業務を所管する部署と連携し、子会社において法令及び定款に適合するための指導・支援を実施する。
 - イ 当社の監査部は、経営企画部と協力し、「関係会社管理規則」に基づき法令や定款、社内規則等への適合等の観点から、子会社の監査を実施する。
 - ウ 当社の監査等委員会及び会計監査人は、必要に応じてグループ会社各社への調査を行い、また報告を求めることができる。
 - エ 当社は、「内部通報規則」に基づき、子会社の取締役等のコンプライアンス上の問題を発見した者には、その旨を当社の監査等委員会に、また子会社の社員等の場合は、同様に当社の業務監査室長に通報させる。

(7) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき社員等(以下「監査等委員会スタッフ」という)に関する事項及び、当社の監査等委員会の監査等委員会スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 取締役会は、監査等委員会との協議により、監査等委員会スタッフとして必要な能力を備えた必要な人員を、専任又は兼務として配置する。
- ② 監査等委員会スタッフの職務については専ら監査等委員会の指揮を受け、属する組織の上長等の指揮権から独立したものとする。
- ③ 監査等委員会スタッフの異動、評価、処遇及び賞罰等人事上の案件については、予め監査等委員会の同意を得ることを要する。

(8) 当社の取締役及び社員等が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、取締役会及び経営会議等において、また社員等は、その他の監査等委員が出席する会議において、定期的又は随時に、担当する業務の執行状況を監査等委員へ報告する。
- ② 監査等委員は取締役会に出席して審議、報告を聴取し意見を述べるほか、経営会議、グループ戦略会議、賞罰委員会及びその他監査等委員会が必要と認める会議に、監査等委員会全体又はその代表を出席させることができ、またその議事録の提出を求めることができる。
- ③ 当社は、監査等委員会が監査に必要とする資料等を閲覧し、写しの提供を受ける環境を整備する。
- ④ 取締役及び社員等は、以下に定める事項が発生又は決定したときには、速やかに監査等委員会に報告する。
 - ア 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - イ 取締役の職務に関する不正行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実
 - ウ 内部通報制度に基づいて通報された事実
 - エ 公的機関の立ち入り検査及び外部監査等
 - オ 公的機関から受けた行政処分等
 - カ 重要な会計方針の変更及び会計基準の制定、改廃
 - キ 業績及び業績見込みの公表、その他重要な開示事項の内容
 - ク 会計監査人の変更及び監査契約の変更に関する事項
 - ケ 内部統制システムの変更

(9) 子会社の取締役、監査役及び社員等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

子会社の取締役、監査役及び社員等又はこれらの者から報告を受けた者が、子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、その他重要な事実があることを発見したときは、直ちに当社の監査等委員会に報告する。

(10) 子会社の取締役及び監査役並びに社員等、前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は「内部通報規則」に準じ、通報窓口が通報・相談の受付、事実確認及び調査等で知り得た秘密事項の漏えいを禁止し、漏えいした場合には「就業規則」等に従い処分を課す。また、いかなる場合においても、通報窓口への通報・相談者に対する不利益な取扱いを禁止する。

(11) 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をした場合は、必要でないと思われた場合を除き、当社は速やかに当該費用を支払い、又は債務を処理する。

(12) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会と監査等委員会は、原則として四半期に一回、定例的に意見交換を行い、双方の意思疎通を通じて監査の実効性を高めるよう努力する。
- ② 当社は、監査等委員会と会計監査人及び監査等委員会と監査部の連携を確保して、監査等委員会による監査が実効的に行われる環境を整備する。
- ③ 当社は、監査等委員会が監査に必要と認める場合に、社外の専門家(弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等)を活用できることを保証する。
- ④ 当社は、監査等委員会による監査が円滑に行われるよう、監査等委員とグループ会社各社の取締役、監査役及び社員等が情報交換し、意思疎通が図られる環境を整備する。

(13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

第54期事業年度中の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役会及び監査等委員会は、法令及び定款に照らし、各規則に基づいて取締役の職務執行を監督し、また監査しております。
また、取締役の不正に関しては、監査等委員会へ通報する制度を整備し運用しております。
- ② 当社の社員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役は、社員等（執行役員及び社員）が社内規則を遵守して職務を執行するよう、社員等を指導しております。
監査部長は、社員等の職務の執行が法令及び、定款等に適合しているかを監査し、その結果を代表取締役及び監査等委員会に報告しております。
また、社員の不正に関しては、業務監査室長へ通報する制度を整備し運用しております。
- ③ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役は、経営会議で、業務の執行ほか取締役会に上程される重要審議事項等を審議し、また、取締役会においては、経営にかかわる重要事項を審議、決定しております。
- ④ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
株主総会資料の作成、保存及び管理、また、取締役会の議事録、資料の作成、保存及び管理は総務部が行っております。
取締役が出席するその他の定例会議については、事務局を担当する部課を定めて、その議事録及び資料の作成、保存及び管理を行っております。
- ⑤ 当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
当社は、事業の継続を妨げる危険を広範囲に予測し、それぞれの危機を対象とした管理規則等を定めて損失の発生を回避し、又は軽減しております。
また必要に応じて顧問弁護士等社外の知識を動員して損失の拡大防止を図っております。
- ⑥ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
グループ戦略会議を年2回開催し、グループ会社全体の業務に関する必要な情報の共有並びに、意見交換を通じて意識の疎通を図っております。
また、グループの基本方針に基づくグループ会社各社の体制整備状況・運用状況を確認し、必要に応じて各社を指導するなど、グループ会社の業務の適正の確保に努めております。

- ⑦ 監査等委員会スタッフに関する事項並びに監査等委員会スタッフの当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査等委員会の監査等委員会スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査等委員会スタッフとして社員を1名配置しております。
監査等委員会スタッフは、その職務については専ら監査等委員の指揮を受け、属する上長等の指揮権から独立して監査等委員の補助業務を実施しております。
- ⑧ 当社の取締役及び社員等が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
当社は、取締役及び社員等から職務の執行状況等に関して、監査等委員会に定期的に報告を行っているほか、監査等委員から要請を受けた事項については、随時速やかに報告を行っております。
- ⑨ 子会社の取締役、監査役及び社員等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
常勤の監査等委員は、⑥に定めるグループ会社会議に出席し報告を受けるほか、主に連結子会社に対する調査を実施し、当該子会社の取締役及び監査役等から報告を受けております。
- ⑩ 子会社の取締役及び監査役並びに社員等、前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
前項の当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けた事例はありません。
- ⑪ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員会に係る各種の職務執行費用につきましては、遅滞無く処理されております。
- ⑫ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は定期的又は随時に会計監査人及び監査部と、監査結果等に関する情報交換を行っており、監査等委員会は、効率的かつ実効的に監査を実施しております。

(14) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、反社会的勢力による被害を防止するため、次の事項を反社会的勢力排除に向けた基本方針としております。

- ① 反社会的勢力に対し、毅然とした態度を保持し、一切の関係を遮断する。
- ② 反社会的勢力とは、商品及びサービスの提供その他一切の商取引を行わない。
- ③ 反社会的勢力による不当要求等に対しては、外部機関と積極的に連携しながら組織として対応し、これを拒絶する。

(整備状況)

当社は、就業規則等の行動規範に反社会的勢力に対する基本方針を明記するとともに、全役職員への周知徹底に努めております。

また、総務部を統括部署として、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟するなど、関係機関及び顧問弁護士等との密接な連携により、不当要求が発生した場合に速やかに対処できる体制を構築し、対応方法等について対応マニュアルを整備しております。

さらに、警備請負契約書等の取引契約書に反社会的勢力の関係排除条項を明記し、反社会的勢力との商品及びサービスの提供その他一切の商取引を排除する仕組みを整備しております。

(15) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金処分につきましては、経営基盤のより一層の強化と今後の事業展開のために必要な内部留保を確保しながら、株主の皆様にご業績に応じた利益還元を図るため、配当性を考慮しつつ、安定した配当を継続的に行うことを利益配分に関する基本方針としております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	39,518,801	流動負債	21,635,922
現金及び預金	16,637,579	買掛金	2,419,632
運輸警備用現金及び預金	3,716,529	短期借入金	1,989,313
受取手形、売掛金及び契約資産	1,935,794	1年内償還予定の社債	60,000
電子記録債権	603,140	リース債務	565,094
未収警備料	8,653,212	未払費用	3,540,975
リース投資資産	1,822,396	未払法人税等	1,143,397
貯蔵品	2,293,337	前受警備料	752,868
立替金	1,933,739	預り金	6,322,184
その他	1,938,838	賞与引当金	1,557,499
貸倒引当金	△15,768	役員賞与引当金	84,600
		その他の他	3,200,355
固定資産	32,217,842	固定負債	5,911,466
有形固定資産	15,741,469	社債	50,000
建物及び構築物	4,892,839	長期借入金	2,113,635
警報機器及び運搬具	4,870,339	リース債務	653,432
土地	5,278,007	繰延税金負債	1,301,304
リース資産	303,847	株式給付引当金	59,932
その他	396,435	退職給付に係る負債	835,888
無形固定資産	4,218,201	資産除去債務	493,960
のれん	870,960	その他	403,311
その他	3,347,240	負債合計	27,547,389
投資その他の資産	12,258,171	純資産の部	
投資有価証券	5,765,282	株主資本	37,214,654
敷金及び保証金	2,291,957	資本金	2,924,000
繰延税金資産	242,998	資本剰余金	3,014,854
退職給付に係る資産	3,642,211	利益剰余金	33,200,928
その他	457,906	自己株式	△1,925,128
貸倒引当金	△142,184	その他の包括利益累計額	4,113,063
資産合計	71,736,644	その他有価証券評価差額金	2,686,988
		退職給付に係る調整累計額	1,426,075
		非支配株主持分	2,861,536
		純資産合計	44,189,255
		負債純資産合計	71,736,644

連結損益計算書
(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額
売上高		78,745,171
売上原価		61,771,623
販売費及び一般管理費		16,973,547
営業利益		12,473,909
営業外収益		4,499,638
受取利息及び配当金	139,823	
受取保険金	116,282	
その他	84,386	340,492
営業外費用		
支払利息	72,246	
支払手数料	3,981	
持分法による投資損失	17,466	
その他	44,531	138,226
経常利益		4,701,904
特別利益		
固定資産売却益	236,153	
投資有価証券売却益	1,103,510	1,339,663
特別損失		
固定資産除売却損失	41,222	
減損損失	819,454	
訴訟関連損失	542,000	1,402,676
税金等調整前当期純利益		4,638,890
法人税、住民税及び事業税	1,723,971	
法人税等調整額	45,892	1,769,864
当期純利益		2,869,026
非支配株主に帰属する当期純利益		365,450
親会社株主に帰属する当期純利益		2,503,576

連結株主資本等変動計算書
(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,924,000	3,013,544	31,567,183	△619,686	36,885,042
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△869,831		△869,831
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			2,503,576		2,503,576
自 己 株 式 の 取 得				△1,329,805	△1,329,805
自 己 株 式 の 処 分		△5,927		110,975	105,047
新規連結子会社が所有 する親会社株式				△86,612	△86,612
連結子会社株式の取得 による持分の増減		7,237			7,237
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	1,309	1,633,744	△1,305,442	329,612
当 期 末 残 高	2,924,000	3,014,854	33,200,928	△1,925,128	37,214,654

	その他の包括利益累計額			非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	1,677,535	845,159	2,522,694	2,623,836	42,031,572
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△869,831
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					2,503,576
自 己 株 式 の 取 得					△1,329,805
自 己 株 式 の 処 分					105,047
新規連結子会社が所有 する親会社株式					△86,612
連結子会社株式の取得 による持分の増減					7,237
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,009,452	580,916	1,590,369	237,700	1,828,069
当 期 変 動 額 合 計	1,009,452	580,916	1,590,369	237,700	2,157,682
当 期 末 残 高	2,686,988	1,426,075	4,113,063	2,861,536	44,189,255

計算書類

貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	33,259,590	流動負債	20,565,556
現金及び預金	11,149,732	買掛金	2,533,932
運輸警備用現金及び預金	3,150,566	短期借入金	1,282,089
受取手形、売掛金及び契約資産	1,419,383	関係会社短期借入金	3,370,000
電子記録債権	597,789	リース債務	589,043
未収警備料	7,368,993	未払費用	2,448,445
関係会社短期貸付金	3,080,000	未払法人税等	694,997
リース投資資産	1,627,833	前受警備料	478,691
貯蔵品	1,633,830	預り金	5,367,615
立替金	1,387,162	賞与引当金	1,238,448
預け金	1,173,807	役員賞与引当金	44,430
その他の貸倒引当金	676,349	その他	2,517,863
	△5,858	固定負債	3,851,368
固定資産	23,958,382	長期借入金	1,432,546
有形固定資産	6,096,842	繰上り借入金	731,572
建物	1,146,405	繰上り借入金	608,701
警報機器	3,958,953	繰上り借入金	59,932
土地	490,722	繰上り借入金	493,772
リース資産	205,084	繰上り借入金	439,853
その他	295,677	繰上り借入金	84,988
無形固定資産	3,602,980	負債合計	24,416,924
のれん	314,200	純資産の部	
ソフトウェア	1,657,093	株主資本	30,211,568
その他	1,631,685	資本金	2,924,000
投資その他の資産	14,258,559	資本剰余金	2,993,018
投資有価証券	4,871,308	資本剰余金	2,781,500
関係会社株式	5,610,286	その他資本剰余金	211,518
敷金及び保証金	2,089,445	利益剰余金	26,219,678
前払年金費用	1,561,204	利益剰余金	236,500
その他	158,263	その他利益剰余金	25,983,178
貸倒引当金	△31,949	別途積立金	2,865,000
資産合計	57,217,972	繰越利益剰余金	23,118,178
		自己株式	△1,925,128
		評価・換算差額等	2,589,479
		その他有価証券評価差額金	2,589,479
		純資産合計	32,801,047
		負債純資産合計	57,217,972

損益計算書
(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	60,983,092
売上原価	49,263,574
売上総利益	11,719,518
販売費及び一般管理費	9,157,953
営業利益	2,561,564
営業外収益	
受取利息及び配当金	333,935
受取保険金	83,206
その他の	39,702
営業外費用	
支払利息	82,908
支払手数料	3,290
その他	23,281
経常利益	2,908,929
特別利益	
固定資産売却益	235,400
投資有価証券売却益	1,103,510
特別損失	
固定資産除売却損	9,006
関係会社株式評価損	939,746
訴訟関連損失	542,000
税引前当期純利益	2,757,086
法人税、住民税及び事業税	982,215
法人税等調整額	72,598
当期純利益	1,702,272

株主資本等変動計算書
(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他 資本 剰余金	資本剰余金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
					別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	2,924,000	2,781,500	211,518	2,993,018	236,500	2,865,000	22,287,582	25,389,082
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△871,676	△871,676
当 期 純 利 益							1,702,272	1,702,272
自己株式の取得								
自己株式の処分								
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	-	830,595	830,595
当 期 末 残 高	2,924,000	2,781,500	211,518	2,993,018	236,500	2,865,000	23,118,178	26,219,678

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本 合 計	そ の 他 有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△619,686	30,686,414	1,638,885	1,638,885	32,325,300
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△871,676			△871,676
当 期 純 利 益		1,702,272			1,702,272
自己株式の取得	△1,329,805	△1,329,805			△1,329,805
自己株式の処分	24,362	24,362			24,362
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			950,593	950,593	950,593
当 期 変 動 額 合 計	△1,305,442	△474,846	950,593	950,593	475,747
当 期 末 残 高	△1,925,128	30,211,568	2,589,479	2,589,479	32,801,047

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年4月15日

セントラル警備保障株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小林 弘 幸
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 馬 淵 直 樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セントラル警備保障株式会社の2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セントラル警備保障株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年4月15日

セントラル警備保障株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小林 弘 幸
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 馬 淵 直 樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セントラル警備保障株式会社の2025年3月1日から2026年2月28日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第54期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社に関わる重要な会議に出席し、必要に応じて子会社に赴き、事業の報告を求め、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から期初に監査計画の説明を受け、期中に必要に応じて会計監査人の監査に立ち会うとともに、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人（有限責任監査法人トーマツ）の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人（有限責任監査法人トーマツ）の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 会計監査報告の対象となっていない重要な後発事象

事業年度末後に発生した重要な後発事象として、係争中であつた訴訟に関し、和解が成立していることを確認しました。当該後発事象については、事業報告内の「(10) その他会社の現況に関する重要な事項」において適切に開示されており、事業報告及び計算書類全体の適正性に影響を及ぼすものではないと判断しております。

2026年4月24日

セントラル警備保障株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	田端 智明	印
監査等委員	檜山 竹生	印
監査等委員	後藤 啓二	印
監査等委員	唐津 真美	印

以上

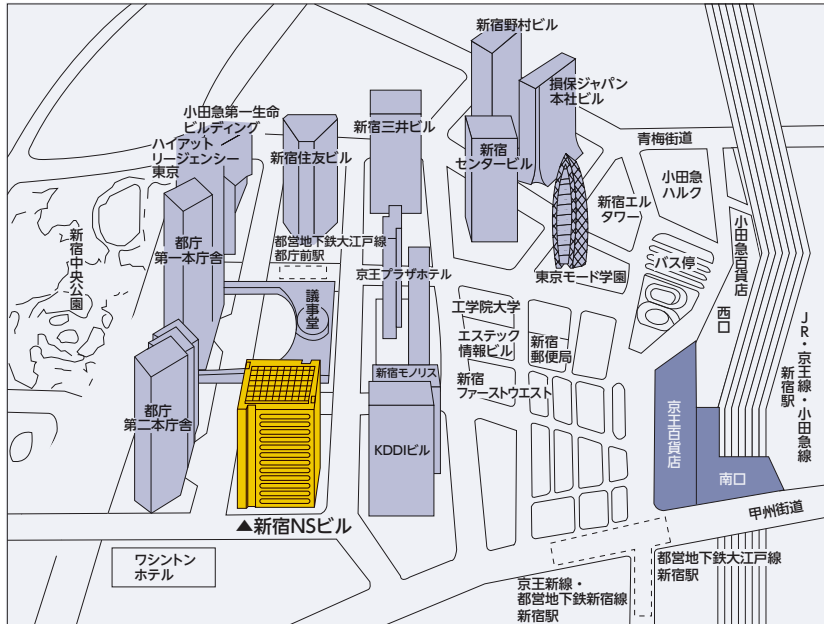
第54回定時株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

新宿NSビル 30階NSスカイカンファレンス ホールA・B

※受付は9:00より開始いたします。

※新宿NSビル30階へは1階北側よりスカイエレベーター（展望エレベーター）をご利用ください。



交通：●JR（山手線・中央線・総武線・埼京線）

●京王線 ●小田急線

各新宿駅「南口・西口」より徒歩約10分

●都営地下鉄（新宿線）・京王新線新宿駅「新都心口」より徒歩約5分

●東京メトロ（丸ノ内線）・西武（新宿線）各新宿駅より徒歩約15分

●都営地下鉄（大江戸線）・都庁前駅A3出口より徒歩約5分

※駐車場のご用意はいたしておりません。ご来場の際は公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

セントラル警備保障株式会社

〒163-0831 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビルTEL.03-3344-1711（代）



読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

電子提供措置の開始日2026年5月7日

第54回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

■連結計算書類

連結注記表 . . . 56 ページ

■計算書類

個別注記表 . . . 71 ページ

自 2025年3月1日 至 2026年2月28日

セントラル警備保障株式会社

連結注記表

1 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び連結子会社名

連結子会社の数	13社
主要な連結子会社の名称	エスシーエスピー株式会社 関西シーエスピー株式会社 新安全警備保障株式会社 C S Pビルアンドサービス株式会社 長野県パトロール株式会社及びその子会社1社 株式会社特別警備保障 株式会社C S Pクリエイティブサービス シーティディーネットワークス株式会社及びその子会社1社 C S P東北株式会社 東亜警備保障株式会社 日本連合警備株式会社

日本連合警備株式会社は、新たに株式を取得したことから、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の数及び非連結子会社名

非連結子会社の数	1社
主要な非連結子会社の名称	総和防災株式会社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも小規模であり連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結対象としておりません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社数 1社

会社等の名称	セーフィーセキュリティ株式会社
--------	-----------------

セーフィーセキュリティ株式会社は、新たに株式を取得したことから、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

総和防災株式会社、株式会社トーンノーセキュリティ

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

ア 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

イ 棚卸資産

貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～50年

警報機器及び運搬具 2年～17年

イ 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しております。

その他の無形固定資産

定額法を採用しております。

ウ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

ア 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

イ 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

ウ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

エ 株式給付引当金

役員への当社株式の交付に備えるため、給付見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。

なお、取引価格は、契約に明記されており、重要な変動対価や金融要素はありません。また、支払期限については、契約条件に従い、履行義務の進捗に応じて契約によって定められた時期に対価を請求し、受領しております。

(セキュリティ事業)

ア 警備請負サービス

警備請負サービスは、顧客施設内の常駐警備、警報機器による機械警備、貴重品の運輸警備等のセキュリティサービスを履行義務としております。当該履行義務は、契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受するため、一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、顧客との警備契約期間に応じて収益を認識しております。

なお、機械警備サービス開始時に収受した警報機器設置工事は、対応する機械警備サービス契約期間にわたり収益を認識しております。

イ 工事・機器販売サービス

工事・機器販売サービスは、防犯カメラの設置販売や防災商品等、商品を顧客に対して引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品を引き渡した時点において充足されると判断し、顧客への商品の引き渡し時点で収益を認識しております。

(ビル管理・不動産事業)

ウ 建物総合管理サービス

建物総合管理サービスのうち、清掃業務は、契約物件設備内の日常的な清掃業務を履行義務としております。当該履行義務は、契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受するため、一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、サービス提供期間にわたり収益を認識しております。電気設備の保安業務等は、ビルメンテナンスに係る法定点検等を履行義務としております。当該履行義務は、顧客がサービスを受けた時点で便益を享受するため、サービス提供時点で履行義務が充足されると判断し、サービス提供時点で収益を認識しております。

エ 不動産賃貸サービス

不動産賃貸サービスは、オフィスビルや賃貸マンションの貸付業を行っております。これらの不動産賃貸による収益は、「リース取引に関する会計基準」に従い、賃貸借契約期間にわたり計上しております。

- ⑤ 退職給付に係る会計処理の方法
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
また、当社は功労のあった管理職に対して退職時に支給する特別功労金に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を退職給付に係る負債に含めて計上しております。
- ア 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- イ 数理計算上の差異の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額を費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- ウ 小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ⑥ のれんの償却方法及び償却期間
5～10年以内でその効果が発現すると合理的に見積られる期間にわたって均等償却しております。

2 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント						合計
	セキュリティ事業					ビル管理・ 不動産事業	
	常駐警備	機械警備	運輸警備	工事・ 機器販売	計		
顧客との契約 から生じる収益	39,941,434	21,679,766	3,536,465	10,658,124	75,815,790	1,339,700	77,155,491
その他の源泉 から生じる収益	-	895,863	-	69,446	965,309	624,370	1,589,680
外部顧客 への売上高	39,941,434	22,575,630	3,536,465	10,727,570	76,781,100	1,964,071	78,745,171

(注) その他の源泉から生じる収益は、「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸収入等であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	9,547,533
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	11,074,877
契約負債 (期首残高)	621,802
契約負債 (期末残高)	737,507

契約負債は、主に、警備請負サービスにおける前受警備料であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、466,612千円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が115,705千円増加した主な理由は、警報機器設置工事契約の履行義務の発生によるものであります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当該履行義務はセキュリティ事業に関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	9,010,850
1年超2年以内	4,204,670
2年超3年以内	2,804,186
3年超	3,373,280
合計	19,392,988

3 会計上の見積りに関する注記

(のれんの評価)

① 連結計算書類に計上した金額

のれん 870,960千円

減損損失 819,454千円

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

企業結合により計上したのれんは、今後の事業活動により期待される将来の超過収益力として、取得原価と企業結合日時点の時価との差額で算定しております。減損の兆候があると判断した場合には、割引前将来キャッシュ・フローの見積もりに基づいて、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その帳簿価額の減少額を減損損失として計上しております。減損の兆候には、継続した営業赤字、経営環境の著しい悪化、あるいはそのような見込みがある場合等が含まれます。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

売上高等の実績が事業計画と大幅に乖離する場合には減損の兆候を把握し、将来損益計画などを考慮した結果、減損損失として認識する可能性があります。

4 追加情報

(取締役向け株式報酬制度)

当社の取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）に対する株式報酬制度として、信託を用いた株式報酬制度を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じております。

① 取引の概要

当社が金銭を信託して設定した信託において取得した当社普通株式（以下、「当社株式」といいます。）を、当社取締役会で決議した株式報酬規則に従って付与されるポイント数に応じ、取締役に交付する制度であります。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該株式の帳簿価額及び株式数は、150,563千円及び30,900株であります。

5 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	492,289千円
土地	414,011千円
計	<u>906,300千円</u>

② 担保に係る債務

短期借入金	88,233千円
長期借入金	139,946千円
計	<u>228,179千円</u>

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 29,552,911 千円

(3) 偶発債務

① 訴訟の提起

- ア 当社は、東京地方裁判所において、2023年7月18日付（訴状送達日：2023年9月11日）で、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社から、損害賠償金として2,566,751千円の支払いを求める訴訟の提起を受けました。
- イ 当社は、東京地方裁判所において、2023年10月19日付（訴状送達日：2023年11月15日）で、三井住友海上火災保険株式会社及び損害保険ジャパン株式会社から、損害賠償金として9,773,823千円の支払いを求める訴訟の提起を受けました。
- ウ 当社は、横浜地方裁判所において、2024年4月26日付（訴状送達日：2024年5月27日）で、株式会社京三製作所から、損害賠償金として3,561,082千円の支払いを求める訴訟の提起を受けました。

② 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

当社の元従業員が、株式会社京三製作所（本店所在地：神奈川県横浜市鶴見区平安町二丁目29番地の1）に対する現住建造物等放火罪等により逮捕され、その後、横浜地方裁判所にて有罪判決を受けました。

株式会社京三製作所はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社及び損害保険ジャパン株式会社との間で損害保険契約を締結しており、火災等の損害を補填するための保険金が株式会社京三製作所に支払われました。これにより、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社及び損害保険ジャパン株式会社が損害賠償請求権を代位取得したため、当社は損害賠償請求の訴訟の提起を受けました。また、株式会社京三製作所は当社の不法行為責任（使用者責任）及び債務不履行責任を主張し、当社は損害賠償請求の訴訟の提起を受けました。

③ 訴訟の解決の内容

本件のうち、①ウ 株式会社京三製作所より提起されていた損害賠償請求訴訟について、横浜地方裁判所において審理が進められておりましたが、同裁判所による和解勧告に基づき和解協議を行い、2026年2月12日付で和解が成立し、和解金及び関連費用の合計542,000千円を訴訟関連損失として特別損失に計上しております。

④ 当社の対応方針と今後について

継続中の①ア、イの2件の訴訟について、当社は事実確認を行った上で適切に対応していく方針であります。なお、現時点では当社の業績に与える影響を見込むことは困難であります。

6 連結損益計算書に関する注記

(1) 投資有価証券売却益

当社が保有しておりました国内上場株式10銘柄等を売却したことによる投資有価証券売却益1,103,510千円を特別利益に計上しております。

(2) 減損損失

場所	用途	種類	減損損失（千円）
日本連合警備株式会社 (山梨県甲府市)	その他	のれん	819,454

当社グループにおいて、のれんについては子会社単位を基準として資産のグルーピングを行っております。日本連合警備株式会社ののれんについて、取得後の事業環境の変動に伴い当初の収益見通しを下回る見込みとなったことから、将来キャッシュ・フローに基づく回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 訴訟関連損失

2024年4月26日付（訴状送達日：2024年5月27日）で、株式会社京三製作所より提起されていた損害賠償請求訴訟について、横浜地方裁判所において審理が進められておりましたが、同裁判所による和解勧告に基づき和解協議を行い、2026年2月12日付で和解が成立しました。これにより和解金及び関連費用の合計542,000千円を訴訟関連損失として特別損失に計上しております。

7 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 14,816,692 株

(2) 当連結会計年度末における自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	324,514	526,309	35,845	814,978

(注) 1 当連結会計年度末の自己株式（普通株式）には、株式交付信託が保有する当社株式30,900株が含まれております。

2 自己株式（普通株式）の株式数の増加526,309株は、2025年11月25日開催の取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加495,000株、新規連結子会社が所有する親会社株式による増加30,845株、単元未満株式の買取りによる増加464株であります。

3 自己株式（普通株式）の株式数の減少35,845株は、新規連結子会社が所有する親会社株式を市場へ売却したことによる減少30,845株、役員 の退任に伴う株式交付信託の処分による減少5,000株であります。

(3) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月29日 定時株主総会	普通株式	435,842	30	2025年2月28日	2025年5月30日
2025年10月9日 取締役会	普通株式	435,834	30	2025年8月31日	2025年11月6日

(注) 1 2025年5月29日定時株主総会決議による配当金の総額には、取締役向け株式報酬制度の導入による株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金1,077千円が含まれております。

2 2025年5月29日定時株主総会決議による配当金の総額には、連結子会社が保有する親会社株式に対する配当金920千円が含まれております。

3 2025年10月9日取締役会決議による配当金の総額には、取締役向け株式報酬制度の導入による株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金927千円が含まれております。

4 2025年10月9日取締役会決議による配当金の総額には、連結子会社が保有する親会社株式に対する配当金924千円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議(予定)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年5月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	420,978	30	2026年2月28日	2026年5月29日

(注) 1 配当金の総額には、取締役向け株式報酬制度の導入による株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金927千円が含まれております。

8 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品に限定し、また、資金調達については主に銀行借入や社債発行による方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権、未収警備料並びにリース投資資産は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券である株式は、市場の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や財政状態等を把握し、また取引先企業との関係を勘案して、保有状態を定期的に見直しております。敷金及び保証金は、主に当社グループの事務所の賃貸借契約にあたり差し入れた敷金及び保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金のうち供託金については、宅地建物取引業の保証金として法務局への供託をしているものであり、信用リスクに晒されておられません。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日です。借入金並びに社債については、主に運転資金や設備投資に必要な資金の調達を目的としたものです。預り保証金は、ビル管理・不動産事業における賃貸不動産に係る敷金及び保証金、セキュリティ事業における警報機器貸与に係る保証金であります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
①リース投資資産	1,822,396	1,682,860	△139,536
②投資有価証券	5,021,191	5,021,191	—
③敷金及び保証金	2,291,957	2,122,927	△169,029
資産計	9,135,545	8,826,979	△308,565
①社債	110,000	110,131	131
②長期借入金	2,962,948	2,889,074	△73,874
③リース債務	1,218,527	1,183,519	△35,007
④預り保証金	374,637	174,699	△199,937
負債計	4,666,113	4,357,425	△308,687

(注) 1 「現金及び預金」「運輸警備用現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「電子記録債権」「未収警備料」「立替金」「買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」「預り金」については、現金であること、もしくは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2 市場価格のない株式等

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	664,046
投資事業有限責任組合出資金(※1)	80,044

(※1) 非上場株式、投資事業有限責任組合出資金は、「②投資有価証券」には含めておりません。

- 3 敷金及び保証金のうち供託金等14,987千円については、償還時期を合理的に見積もることが極めて困難なため、「③敷金及び保証金」には含めておりません。
- 4 社債、長期借入金及びリース債務に係る連結貸借対照表計上額及び時価については、それぞれ1年内償還予定の社債、1年内に返済予定の長期借入金及びリース債務を含めております。
- 5 預り保証金の一部137,894千円については、償還時期を合理的に見積もることが極めて困難なため、「④預り保証金」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券	5,021,191	—	—	5,021,191
資産計	5,021,191	—	—	5,021,191

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース投資資産	－	1,682,860	－	1,682,860
敷金及び保証金	－	2,122,927	－	2,122,927
資産計	－	3,805,788	－	3,805,788
社債	－	110,131	－	110,131
長期借入金	－	2,889,074	－	2,889,074
リース債務	－	1,183,519	－	1,183,519
預り保証金	－	174,699	－	174,699
負債計	－	4,357,425	－	4,357,425

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

リース投資資産

リース投資資産の時価は、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

預り保証金

償還予定時期を見積り、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、大阪府その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む。）を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時価
4,140,678	6,788,395

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額に基づいて自社で調整した金額であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

10 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,951円62銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 174円93銭 |

11 その他の注記

(企業結合に関する注記)

① 企業結合の概要

ア 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 日本連合警備株式会社

事業の内容 警備事業

イ 企業結合を行った主な理由

日本連合警備株式会社は山梨県内で機械警備をメインに事業を展開する企業であり、当社の直接の支社・事業部のないエリアの機械警備事業の強化を図るとともに、更なるグループ企業の収益拡大を目指すものであります。

ウ 企業結合日

2025年4月3日（みなし取得日2025年3月31日）

エ 企業結合の法的形式

株式取得

オ 企業結合後の名称

変更ありません。

カ 取得した議決権比率

100%

キ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として、株式を取得したためであります。

- ② 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間
2025年4月1日から2025年12月31日まで
- ③ 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
- | | | |
|-------|----|-------------|
| 取得の対価 | 現金 | 1,197,000千円 |
| 取得原価 | | 1,197,000千円 |
- ④ 主要な取得関連費用の内容及び金額
デューデリジェンス費用等 35,600千円
- ⑤ 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
- ア 発生したのれん
1,331,302千円
- イ 発生原因
今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。
- ウ 償却方法及び償却期間
10年間にわたる均等償却を開始しましたが、当連結会計年度末において、減損損失819,454千円を計上しております。詳細は、連結計算書類「連結注記表 6 連結損益計算書に関する注記 (2) 減損損失」をご参照ください。なお、将来の投資回収期間を再検討し、翌連結会計年度より残存償却期間を5年に短縮することいたしました。
- ⑥ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
- | | |
|------|-------------|
| 流動資産 | 455,557千円 |
| 固定資産 | 705,467千円 |
| 資産合計 | 1,161,025千円 |
| 流動負債 | 435,853千円 |
| 固定負債 | 934,285千円 |
| 負債合計 | 1,370,139千円 |

個別注記表

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

ア 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

イ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 7年～50年

警報機器 2年～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

その他の無形固定資産

定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

また、功労のあった管理職に対して、退職時に支給する特別功労金に備えるため、内規に基づく期末要支給額を退職給付引当金に含めて計上しております。

ア 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

イ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

⑤ 株式給付引当金

役員への当社株式の交付に備えるため、給付見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。

なお、取引価格は、契約に明記されており、重要な変動対価や金融要素はありません。また、支払期限については、契約条件に従い、履行義務の進捗に応じて契約によって定められた時期に対価を請求し、受領しております。

(セキュリティ事業)

ア 警備請負サービス

警備請負サービスは、顧客施設内の常駐警備、警報機器による機械警備、貴重品の運輸警備等のセキュリティサービスを履行義務としております。当該履行義務は、契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受するため、一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、顧客との警備契約期間に応じて収益を認識しております。

なお、機械警備サービス開始時に収受した警報機器設置工事は、対応する機械警備サービス契約期間にわたり収益を認識しております。

イ 工事・機器販売サービス

工事・機器販売サービスは、防犯カメラの設置販売や防犯商品等、商品を顧客に引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品を引き渡した時点において充足されると判断し、顧客への商品引き渡し時点で収益を認識しております。

(5) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3 会計上の見積りに関する注記

(関係会社株式の評価)

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	5,610,286千円
関係会社株式評価損	939,746千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない関係会社株式の評価については、関係会社株式の実質価額と取得原価を比べることで判定しており、実質価額が取得価額に比べ50%程度以上低下した場合には、将来の事業計画に基づく回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、実質価額まで減額しております。

超過収益力を反映した実質価額については、連結計算書類「連結注記表 3 会計上の見積りに関する注記(のれんの評価)」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

今後、関係会社の事業環境等が変動することにより、関係会社株式の実質価額を50%程度以上低下させる変化が生じた場合、翌事業年度の計算書類の関係会社株式、関係会社株式評価損に影響を与える可能性があります。

4 追加情報

(取締役向け株式報酬制度)

連結注記表「4 追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

5 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	21,740,951千円
(2) 区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	2,211,649千円
長期金銭債権	99,490千円
短期金銭債務	696,852千円
長期金銭債務	171,590千円

(3) 偶発債務

① 訴訟の提起

- ア 当社は、東京地方裁判所において、2023年7月18日付（訴状送達日：2023年9月11日）で、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社から、損害賠償金として2,566,751千円の支払いを求める訴訟の提起を受けました。
- イ 当社は、東京地方裁判所において、2023年10月19日付（訴状送達日：2023年11月15日）で、三井住友海上火災保険株式会社及び損害保険ジャパン株式会社から、損害賠償金として9,773,823千円の支払いを求める訴訟の提起を受けました。
- ウ 当社は、横浜地方裁判所において、2024年4月26日付（訴状送達日：2024年5月27日）で、株式会社京三製作所から、損害賠償金として3,561,082千円の支払いを求める訴訟の提起を受けました。

② 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

当社の元従業員が、株式会社京三製作所（本店所在地：神奈川県横浜市鶴見区平安町二丁目29番地の1）に対する現建造物等放火罪等により逮捕され、その後、横浜地方裁判所に於て有罪判決を受けました。

株式会社京三製作所はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社及び損害保険ジャパン株式会社との間で損害保険契約を締結しており、火災等の損害を補填するための保険金が株式会社京三製作所に支払われました。これにより、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社及び損害保険ジャパン株式会社が損害賠償請求権を代位取得したため、当社は損害賠償請求の訴訟の提起を受けました。また、株式会社京三製作所は当社の不法行為責任（使用者責任）及び債務不履行責任を主張し、当社は損害賠償請求の訴訟の提起を受けました。

③ 訴訟の解決の内容

本件のうち、①ウ 株式会社京三製作所より提起されていた損害賠償請求訴訟について、横浜地方裁判所において審理が進められておりましたが、同裁判所による和解勧告に基づき和解協議を行い、2026年2月12日付で和解が成立し、和解金及び関連費用の合計542,000千円を訴訟関連損失として特別損失に計上しております。

④ 当社の対応方針と今後について

継続中の①ア、イの2件の訴訟について、当社は事実確認を行った上で適切に対応していく方針であります。なお、現時点では当社の業績に与える影響を見込むことは困難であります。

6 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 営業取引による取引高

関係会社に対する売上高	10,695,471千円
関係会社に対する警備委託料等支払高	6,498,856千円

② 営業取引以外の取引高

関係会社に対する営業取引以外の取引高	241,130千円
--------------------	-----------

(2) 投資有価証券売却益

当社が保有しておりました国内上場株式10銘柄等を売却したことによる投資有価証券売却益1,103,510千円を特別利益に計上しております。

(3) 関係会社株式評価損

当社の連結子会社である日本連合警備株式会社の株式について、取得後の事業環境の変動に伴い当初の収益見通しを下回る見込みとなったことから将来キャッシュ・フローに基づく回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額939,746千円を株式評価損として特別損失に計上しております。

(4) 訴訟関連損失

2024年4月26日付（訴状送達日：2024年5月27日）で、株式会社京三製作所より提起されていた損害賠償請求訴訟について、横浜地方裁判所において審理が進められておりましたが、同裁判所による和解勧告に基づき和解協議を行い、2026年2月12日付で和解が成立しました。これにより和解金及び関連費用の合計542,000千円を訴訟関連損失として特別損失に計上しております。

7 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	324,514	495,464	5,000	814,978

(注) 1 当事業年度末の自己株式（普通株式）には、株式交付信託が保有する当社株式30,900株が含まれております。

2 自己株式（普通株式）の株式数の増加495,464株は、2025年11月25日開催の取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加495,000株、単元未満株式の買取りによる増加464株であります。

3 自己株式（普通株式）の株式数の減少5,000株は、役員の退任に伴う株式交付信託の処分による減少であります。

8 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	376,364千円
関係会社株式評価損	296,208千円
退職給付信託財産	269,975千円
資産調整勘定	208,695千円
資産除去債務	140,081千円
貯蔵品評価損	89,676千円
未払事業税・未払事業所税	83,171千円
一括償却資産	75,268千円
未払法定福利費	63,658千円
退職給付引当金	58,563千円
基幹システムコンサルティング費用	50,542千円
その他	188,017千円
小計	<u>1,900,222千円</u>
評価性引当額	<u>△648,346千円</u>
繰延税金資産合計	<u>1,251,875千円</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,175,835千円
前払年金費用	△492,091千円
顧客関連資産	△148,404千円
資産除去費用の資産計上額	△32,241千円
その他	△12,003千円
繰延税金負債合計	<u>△1,860,577千円</u>
繰延税金負債の純額	<u>△608,701千円</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.4%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.3%
住民税均等割額	2.3%
税額控除	△4.1%
評価性引当額の増減	11.2%
その他	△0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>38.3%</u>

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2027年3月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.4%から31.5%に変更し計算しております。なお、この税率の変更による影響は軽微であります。

9 関連当事者との取引に関する注記

(1) 法人主要株主等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 等との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社	東日本旅客鉄道 株式会社	被所有 直接26.4%	警備の受託	警備及び機器 工事の請負	10,390,874	未収警備料	2,020,417
						売掛金	17,573

(注) 1 取引条件ないし取引条件の決定方針等
警備及び機器工事の請負についての価格その他の取引条件は、積算金額を基礎として交渉の上決定しております。

(2) 子会社

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 等との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	C S Pビルアンド サービス株式会社	所有 直接100.0%	資金の貸借 役員の兼任	資金の貸付	9,660,000	関係会社 短期貸付金	2,730,000
				利息の受取	31,171	未収収益	2,910
	株式会社特別警 備保障	所有 直接83.0%	資金の貸借 役員の兼任	資金の借入	1,200,000	関係会社 短期借入金	1,200,000
				利息の支払	9,507	未払費用	7,133

(注) 1 取引条件ないし取引条件の決定方針等
資金の貸借は、CMS(キャッシュ・マネジメント・システム)による取引であり、金利は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(3) 兄弟会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 等との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係 会社の子会社	J R東日本ビル テック株式会社	なし	警備の受託	警備及び機器 工事の請負	3,331,136	未収警備料	671,807
						売掛金	142,652
その他の関係 会社の子会社	株式会社 J R 東 日本商事	なし	警備の受託 警備用設備機 器のリース	機械警備用設 備機器のリー ス	48,709	長期リース債 務	575,258

(注) 1 取引条件ないし取引条件の決定方針等
警備用設備機器のリース取引については、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しております。

10 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

2,342円65銭

(2) 1株当たり当期純利益

118円79銭